

平成25年度第2回 福岡市中央卸売市場開設運営協議会 議事録

1. 開催日時 平成26年2月3日(月) 14:00～
2. 場 所 福岡市中央卸売市場鮮魚市場会館2階 第1会議室
3. 出席者 福岡市中央卸売市場開設運営協議会委員 12名(別紙委員名簿参照)
欠席: 甲斐委員, 小寺委員, 中村委員
市側: 農林水産局長 外19名
4. 傍聴人 なし
5. 議 題 (1) 所属部会の決定について
6. 報 告 (1) 福岡市中央卸売市場業務条例の一部改正(案)について
(2) 新青果市場整備事業の進捗状況について
7. 会議内容
農林水産局長あいさつ, 会長あいさつの後, 議事に入る。

【議題1 所属部会の決定について】

専門委員2名が新たに委員となり, 事務局よりこれまでの慣例による所属部会案を説明。会長が, 事務局案のとおり決定。

【報告事項1 福岡市中央卸売市場業務条例の一部改正(案)について】

事務局より説明。

議 長: 事務局から説明がありました「福岡市中央卸売市場業務条例の一部改正(案)について」の報告について, 何か意見・質問は。

委 員: 消費増税に伴う条例改正ということであったが, 消費税率が5%から8%に上がることで, 市場としてどのような影響がでるのか。また, 業界からはどのような意見があったのか。

事務局: 市場としての影響について, 平成25年度中央卸売市場特別会計の当初予算ベースと比較すると, 歳出が7,955万円の増額となり, 新青果市場や鮮魚市場新西冷蔵庫の工事請負費として3,620万円, 各市場の清掃経費等の管理運営費や維持修繕費等として2,260万円, 光熱水費として1,816万円の3項目が主な増額の要因である。

また, 業界からの意見については, 何れの組織からも, 特に異論はないという意見を頂いた。ただ, 一部の方より, 消費税率がさらに10%に引き上げられた時は, 生鮮食料品に対して軽減税率が適用されるよう国に要望してほしいという意見があった。

議 長： 「福岡市中央卸売市場業務条例の一部改正（案）について」の報告について、他に意見・質問は。

委 員： なし

【報告事項２ 新青果市場整備事業の進捗状況について】

事務局より説明。

議 長： 事務局から説明がありました「新青果市場整備事業の進捗状況について」の報告について、何か意見・質問は。

委 員： 区画道路１１号線と１２号線に囲まれた港湾関連用地について、市場機能補完用地として港湾局と協議を進めるということであったが、スケジュールはどのようになっているのか。

事 務 局： 市場関係者事業用地については、港湾局において、新市場開場に合わせた平成２６年度中の分譲に向けて手続きがなされるため、それに合わせた区画割りを実施したところである。また、質問のあった港湾関連用地については、今後港湾局で具体的に調整すると思うが、分譲予定が１年遅れているため、実際の作業も１年遅れで進むと想定している。ただし、新青果市場開場に合わせたいということであれば、今後港湾局と充分調整したいと考えている。

委 員： 公共工事における建設資材や人件費が高騰しているが、その動向についてわかっていることがあれば教えていただきたい。

事 務 局： 建設工事において、建設資材や人件費が高騰しているということを前提に、昨年１２月から建築工事、さらに２月議会において、設備工事等の契約手続きを進めているところである。１件入札不調があったものの、再公告をし、２月２１日に開札予定となっており、現在の段階において、建設資材等の高騰の影響は受けず、スケジュール通りの進行が可能であると考えている。

委 員： 建設資材や人件費が高騰することで、請負金額が不相当となった場合、方針等を判断する部署はどこなのか。農林水産局としての対応を含めて教えていただきたい。

事 務 局： 今回予定している設備工事を含めて、資材や人件費が高騰することで、請負金額が不相当となった場合、請負契約第２５条に基づき、賃金または物価の変動に基づく請負代金の変更の規定に基づいて請負金額を変更できる、俗に言うスライド条項が規定されているため、この件に関しては、農林水産局としての個別対応ではなく、財政局契約課において、国の動向を見ながら、一定の方針が定められると聞いてい

るので、その方針に応じて対応していく。

委員： 今後、請負金額等の変更があった場合、市議会や当協議会への報告はなされるのか。

事務局： 契約額が変更となるため、契約変更に関する議案ということで、市議会に審議をお願いする予定である。また、必要な事項については、当協議会へも報告する。

委員： 1件入札不調になったものがあるということであったが、その不調になった理由を教えていただきたい。

事務局： 入札不調になった設備工事について、現在再入札の手続き中であるが、入札参加JVの辞退理由については、各社から直接のヒアリングを行っていないため、明確な理由は把握していないが、契約事務を所管する財政局契約課からは、見積期間の不足や、予定価格が厳しかったという理由であったと聞いている。

委員： 跡地処分について伺う。基本方針として、現青果部3市場用地を処分し、新市場用地の財源とするということであったが、新市場の取得費用と、現青果部3市場用地を現時点で処分した場合の費用について教えていただきたい。

事務局： 新市場の用地は164億円で取得している。それに対し、現青果部3市場の土地の評価額は、方針決定をした平成19年時点において、約164億円であったが、3年後の評価では約161億円、現在についてはさらに大幅に評価額が下がっていると考えている。しかし、最終的な評価は実際に処分の手続きに入ってから行うため、現時点では差額がどのくらいかということは確定できていない。

委員： 最終的な評価依頼はいつするのか。また、用地取得費用が売却収入を上回った場合、財源確保についてはどのような対応をとるのか。

事務局： 最終的な評価依頼については、処分方針を検討している最中であるため、明確な時期は未定である。仮に公募するとなれば、その前に評価を固める必要があるが、平成28年以降でないとは跡地としての処分ができないため、具体的には平成28年くらいになるだろうと考えている。

また、用地取得費用が売却収入を大きく上回った場合の財源確保については、施設使用料で回収するという検討をしているが、具体的な手法に関しては、単なる施設使用料の値上げということではなく、市場関係業界の皆様の過度な負担にならないよう、長期的な収支計画によって回収するというを前提に、財政局と充分協議をしたいと考えている。

委員： 単純な施設使用料の値上げということではなく、関係業界の方々の負担にならな

いようしっかりと検討するよう要望しておく。

跡地処分について、公共公益施設を優先とすることだが、基本方針としては、行政需要の把握が最優先ということであるか。

事務局： 跡地について、行政需要の把握を最優先と考えているが、地元等の意見もきちんと踏まえながら最終的に市で判断する。

委員： 地元からはどのような要望が出ているのか。

事務局： 青果市場については記念碑の設置、西部市場については公園整備及び道路拡幅のための用地の要望が出ている状況である。東部市場については、現在の段階で要望は出していない。

委員： 地元要望については、資料に記載されていないので、きちんと記載するよう指摘しておく。

また、跡地利用をしていく上では、市民の財産であるという視点でしっかりと検討する必要があると思う。跡地利用検討委員会（以下、検討委員会）については、メンバーに地元の方も入るのか。

事務局： 地元の方とも協議しながら、検討委員会等の推進体制について検討を進めていきたいと考えている。

委員： 民間などから問い合わせはあっているのか。

事務局： 民間などからの問い合わせは情報が欲しいという内容でかなりあっており、市としてできる範囲内で対応している状況である。

委員： 平成26年度に検討委員会を設立するということがあったが、大まかなスケジュールについて教えていただきたい。

事務局： 平成26年度に入ったら、青果市場と東西市場を分けた検討委員会を設立する予定であり、平成26年度いっぱい跡地処分方針の決定をしたいと考えている。

委員： 市の基本的な考え方として、行政需要を優先するということがあったが、市として、例えば周辺の緑地が必要であるとか、社会福祉施設が必要であるとか、どのような施設を配置するべきかなどのまちづくりの基本戦略のようなものを据えておく必要があると思う。そのようなことが検討委員会で議論されるのか。

事務局： まちづくりについても、検討委員会で議論していかなければならないと考えている。また、農林水産局だけではなく、住宅都市局などとも協力しながら、検討を行

っていきたい。

委員： 公共施設で配置しなければならないものや地元の要望などの情報がある程度揃い、まちづくりをする上で、地元の見線でどのような施設等が必要なのかを理解できる状況になった段階で、当協議会に開示することを要望しておく。

委員： 中継所について、検討会議があっていると思うが、どのような状況であるか教えていただきたい。また、全て決まってからの報告ということではなくて、中間報告もしていただきたい。

事務局： 中継所については、新市場が市の東側に偏るということで、西南部地域の小売業者ならびに生産者の皆様が従来どおり営業、出荷ができるように、中継機能を検討しているところである。

具体的な検討の手順としては、小売業者の受発注、荷揃え、分荷の方法などの仕組みが少し複雑であるため、まず、青果市場の中継所について、小売業者向けの中継所の機能を検討している。

青果市場については、概ね2ヶ月に1回程度の定期開催の中で、市場本体の道路を挟んで南側にある物流センターの1階を使って小売業者のための中継所として活用することを検討している。現在、青果市場で共同購入をしているので、その共同購入の受発注システムを使って、中継所として機能したらどうかということを検討している。概ね、午前5時から昼過ぎまで小売業者が中継所として使用し、生産者については、出荷の時間帯が大きく分けて、午後5時から10時までと午前2時すぎから5時までとなっているため、同じ場所を使用して、生産者向けの荷受け場所に使用するという想定している。時間的な運営、もしくは、どれだけ発注するのかというひとつのモデルの仕組みを作り、これをもって実際どのような運営がなされるのか、どれくらい活用されるのかを小売業者ならびに生産者の皆様に改めて意見を伺うという段階までようやくたどり着いた。

青果市場については、場所と運営時間帯、誰がどのように運営するのかなど、一定の仕組みが出来上がったので、そのような受発注の仕組みや運営の仕組みを基に、今後は西部市場について、集中的に検討していく予定である。西部市場については、今まで具体的な検討をしていなかったもので、西部市場の皆様から中継所の件などいろいろな要望をいただいた。明日からの意見交換会・流通講演会もしくは、農協支店毎の説明会などで具体的に説明をしていきたいと考えている。

委員： 現在の西部市場を一部使用するという検討はされているのか。

事務局： 西部市場の中継所については、小売業者の皆様から、「中継所まで注文したものを配達してくれるのであれば、店舗まで配送する共同配送というものも併せて検討してほしい、本来そちらの方が望ましい。」という意見があった。そうになると、小売業者向けの中継所は必要なくなるため、生産者向けの中継所について、現在の市

場よりもさらに一步踏み込んで、もう少し各生産地に近い、例えば農協支店単位に対する巡回集荷も検討していくということになる。現在の市場を使用した中継所の設置という検討も行うが、共同配送・巡回集荷をある程度主眼に検討していくだろうと考えており、今から具体的に関係業界の皆様と検討を進めていくため、経過については、逐次報告させていただきたい。

委員： 本市がいくらかを負担するという事になれば、区域外である市外での取扱いはどうなるのかなど、当然議会側として考えなければならないこともあるので、議論の大きな流れはその都度報告していただきたい。

議長： 「新青果市場整備事業の進捗状況について」の報告について、他に意見・質問は。

委員： なし

【その他】

事務局より「鮮魚市場西冷蔵庫の概要」、 「各市場取扱状況」について説明。

議長： これをもって、平成25年度第2回福岡市中央卸売市場開設運営協議会を閉会する。